

学校施設開放事業見直しに伴う
パブリックコメント募集結果及び区の考え方について

1. 募集期間

平成27年6月27日～平成27年7月17日

2. 広報掲載

平成27年6月27日

3. 閲覧場所

(1) 学校地域連携担当課窓口 (2) 区政資料室窓口 (3) 区立各図書館 (4) ホームページ

4. いただいた意見

(1) 意見の件数：37人（団体）

(2) 意見の提出方法

①メール・・・8件

②FAX・・・5件

③郵便・・・22件

④窓口・・・2件

(3) 意見の内訳（複数意見含む） 計41件

①制度全般について・・・3件

②使用料について・・・4件

③団体登録区分について・・・29件

④使用の優先順位について・・・2件

⑤その他・・・3件

(4) 意見に対する区の考え方

裏面のとおり

(参考)

パブリックコメント募集結果及び区の考え方について

- ・ 8月29日から板橋区ホームページに掲載及び上記閲覧場所にて公表
- ・ 9月12日発行号「広報いたばし」に掲載

意見区分	意見の概要	区の考え方
(1)制度全般	① 部活動優先は理解できるが、使用しない時の開放の許可は、迅速な連絡をお願いしたい。	<p>各学校から毎月 10 日までに翌月の開放日時を報告してもらい、原則、毎月 20 日に一斉受付を実施しています。</p> <p>開放後の申請受付は、施設の空きがあっても、鍵の受け渡しや手続きに要する時間の確保が困難なため、使用する 1 週間前までとしています。</p>
	② 団体登録の手続きについて、郵送やインターネットでの受付を可能にしたり、提出書類を簡略にしてほしい。	<p>代表者・副代表者による窓口での書類の提出や、証明書類の提出による構成員の住所・年齢等の要件確認は、学校施設を使用する上で、必要な登録手続きとなります。なお今後、在勤者の確認については、在勤証明書だけでなく、社員証（写しも可）による確認も可能としていく予定です。</p> <p>学校内に誰もが自由に入出りできる状況は、学校の安全管理上、問題となる事項が多く考えられます。お手数ですが、使用者の確認に必要な書類審査、手続きにご協力いただくようお願いいたします。</p> <p>なお、郵送やインターネットによる登録方法については、実施の可能性などについて検討していきます。</p>
	③ 一斉受付が平日の午前中で参加が困難なため、インターネットでの抽選にしてほしい。	<p>本事業は、使用希望団体が一斉受付に参加し、団体同士の話し合いで各学校の使用日を調整し決定しているため、現在のところ、インターネット申込みによる抽選方法への変更は予定していません。</p> <p>今回、運営方法を見直し、全ての曜日、全ての開放施設の申請・承認等の手続きを行う使用日調整会議を各学校に設置し、移行していく予定です。なお、当該学校を使用する団体は、当該学校の使用日調整会議（平日）に参加いただくことになります。</p>

意見区分	意見の概要	区の考え方
(2) 使用料	① 使用料の徴収には反対である。 (同趣旨 3 件)	<p>今回の見直しは、受益者負担の適正化の観点からも、登録区分を設定し、区分に応じ原則、使用料を徴収することとしました。なお、少年・少女団体、高齢者団体、障がい者団体の使用については、減額・免除の対象となる規定を設けることとなります。</p> <p>少年・少女団体は、会費が月額 5,000 円以上の団体を除き、使用料は免除となります。</p> <p>ただし、夜間校庭を使用する場合は、団体区分に関係なく、これまでも使用料をご負担いただいておりますので、その取扱いに変更はありません。</p> <p>また、高齢者及び障がい者の 5 割減額につきましては、区の体育施設の個人利用の規定を準用しました。</p>
(3) 登録区分	① 高齢者団体の区分（5 割減額対象）は、構成員全員が 65 歳以上となっているが、65 歳以上の割合を変更してほしい。 (同趣旨 28 件)	<p>今回の見直しは、受益者負担の適正化の観点からも、原則、使用料を徴収するため、登録区分を設定することになりました。</p> <p>ただし、少年・少女団体、高齢者団体、障がい者団体は、減額・免除の対象となる規定を設けることとなります。</p> <p>高齢者団体は、構成員全員が 65 歳以上で 5 割の減額としていましたが、この度のご意見を踏まえ、検討します。</p>
(4) 施設の優先使用	① 学校施設は、周辺地域の子どもたちが安全に使用できる場所で大変助かっているが、土曜・日曜・祝日の使用は地域優先にしてほしい。 (同趣旨 1 件)	<p>今回、運営方法を見直し、全ての曜日、全ての開放施設の申請・承認等の手続きを行う使用日調整会議を各学校に設置し、順次移行していく予定です。</p> <p>当該学校を使用する団体は、使用日調整会議に参加して、地域の団体同士の話し合いで使用日を決定することとなります。</p>

意見区分	意見の概要	区の考え方
(5)その他	<p>① 定期的に小学校の体育館を使用している。今まで使用している場所や時間で今後も使用できるようにしてほしい。</p> <p>(同趣旨1件)</p>	<p>学校施設の有効活用として、学校教育法第137条及び社会教育法第44条の規定に基づき、学校教育に支障のない範囲で、社会教育その他公共の使用のために、区立小・中学校の校庭・体育館等を開放しています。</p> <p>そのため、学校の授業や行事、部活動が優先されますので、開放する日時や場所は、学校ごと、月ごとに変動します。</p> <p>なお、開放する施設の使用は、登録団体同士の話し合いにより決定しますので、使用日時を固定しての使用申請は認めていません。</p>
	<p>② 校庭と体育館では施設の広さ、照明有無等が違うため、利用体系によって適正な使用料にしてほしい。</p> <p>また、徴収した使用料は、使用目的を明確に公開してほしい。</p>	<p>学校施設の使用料は、区の使用料の算定方法（物件費、人件費、光熱水費、減価償却費等）に基づき、施設ごとの使用料を算出しています。</p> <p>現在、夜間校庭を使用する場合に使用料を納付していただいています。この使用料は、事業の実施経費に充当されていますが、支出経費（消耗品費、印刷製本費、修繕料、役務費、委託料）の1割程度を現在負担いただいています。</p> <p>平成28年度には、全庁的に使用料の見直しが行われますので、本事業に係る新たな設備経費や人件費等を含めて、使用料を算定し直しすることになります。</p>